

第百六号議案

東京都都税証紙代金収納計器条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年六月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税証紙代金収納計器条例の一部を改正する条例

東京都都税証紙代金収納計器条例（昭和四十八年東京都条例第六十六号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第二百二十四条第四項」を「第六十二条第四項」に、「第二百二条の四第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

第五条第二項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割（地方税法第四百五条第一号に規定する環境性能割をいう。）」に、「こえて」を「超えて」に、「こえる部分」を「超える部分」に、「払い戻し」を「払戻し」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の自動車の取得に対して申告納付すべき自動車取得税に係る証紙代金収納計器及び収納印の表示の取扱いについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の東京都都税証紙代金収納計器条例の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して申告納付すべき自動車税の環境性能割について適用する。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。